

国民国家と「世界秩序」論（1）

中 谷 義 和*

目 次

- (1) はじめに
- (2) 国民国家とナショナリズム
- (3) コスモポリタニズム (以上, 本号)
- (4) グローバル・ガヴァナンス論
- (5) ま と め (以上, 355号の予定)

(1) はじめに

政治分析のサイバネティクス化で有名なドイッチュ (K. Deutsch, 1912-92) は、かつて、「現在のような小さな区分から脱して、もっと大きな政府を創ることで全世界のための政府だけが存在するという状況に及び得ないのであろうか」と疑問を發したことがある¹⁾。確かに、理念のレベルへの接近が繰り返されているにせよ、既存の民主政は工場の門前でのみならず、国境を前に立ち止まり、足踏みしている。これは、民主政を含めて「憲政」（ないし「国制」）が「国家」の枠内に留めおかれ、「国民主権」の理念によって「領域」化していることを、また、「国家主権」の壁に阻まれることで「脱国民国家化」し得ないでいることを意味している。他方で、「パクス・ロマーナ (Pax Romana)」や「パクス・ブリタニカ (Pax Britannica)」という、あるいは「パクス・アメリカーナ (Pax Americana)」や「パクス・ラッソ・アメリカーナ (Pax Russo-Americana)」という国際

* なかたに・よしかず 立命館大学名誉教授

平和像が提示されてきたが、この“平和 (Pax)”像は、特定の宗主(諸)国や列強の支配に立脚した「帝国型国際平和」論にすぎない。また、「覇権安定論 (theory of hegemonic stability)」は論調を異にしているにせよ、覇権(諸)国による世界秩序の構築論という点では「帝国型国際平和」論と理論化の枠組みを共通にしている²⁾。というのも、こうした「平和」像は、国家の空間的自己拡大の潜勢力が主要諸国中心型の権力関係に収斂するという、いわゆる「パワー・ポリティクス」観から勢力均衡型「国際平和」論を導いているからである。そして、「民主的平和 (democratic peace)」論がベルリンの壁の崩壊とソ連の解体を契機に1980年代から90年代にかけて急速に再浮上している。この「平和」論からすると、「国際平和」は「民主的国家」間においてのみ成立するとされる。だが、「冷戦」期以降において主要資本主義国が交戦することはなかったにせよ、「民主的」とされた資本主義国家間においても対立と戦争が繰り返されたという歴史に鑑みると、民主的「国家」といえども覇権をめぐる国際的対抗や武力紛争から自由であったわけではないことになる³⁾。

「自由民主政」を自称するアメリカは専制政府を支援し、あるいは、反米政府の政治に介入してきただけでなく、途上地域を中心に所与の政権を転覆するという活動すらも繰り返した。その諸例となると、枚挙にいとまがない⁴⁾。「自由民主政」諸国の、わけても、アメリカの内政と外交とに乖離を認め、その齟齬は「民主政の分裂症 (democratic schizophrenia)」の表現に過ぎないとすら評されている⁵⁾。両者の外見的懸隔に「国家」の一般的属性と連関性のいずれを認めるべきかとなると、あるいは、その乖離をどのように埋めるかとなると検討すべき課題は多いにせよ、いずれの国家であれ分裂状態や「破綻国家」でない限り、直接的とは言えないにせよ、一般的には内政と外交とは不可分の関係にあり、外交は内政の延長であると見なされてきた。この視点からすると、アメリカは資本主義経済と「自由民主政」との複合体制を国制の基軸的構成原理とし、両者の「共変動」に政策的に対応するとともに、これと対外膨張策とを結びつけること

で最強の資本主義国家として生成したことになる。この体制は個別利益の“自由”な追求を基本的価値原理としているだけに、自らの体制原理に敵対的な政府を解体することが、あるいは、その成立を阻止することが「国益」の名において正当視されただけでなく、自らの体制をグローバルに投射することで世界像を描いてきたと言えよう。これは「シングル・スタンダード単一準拠主義」的外交政策にも認め得ることである。

国家規模の「戦略」は個別の与件と対象の対応の違いに発して、選択肢の差異を呼ばざるを得ない。これは自明のことであるにせよ、内政と外政とは理念や政策を異にすることであると見なすと、両者の分離論を呼ぶし、他方で、外政は内政の反映に過ぎないと見なすと、外政の内政「還元論」に陥らざるを得ない。というのも、外交政策の展開は、常に相関的であって、国内の諸勢力の配置状況と与件としつつも「国家」間の相互関係のなかで所期の目的の実現を期さざるを得ないからであって、外的条件の制約にも服していることになる。また、内外諸条件の、とりわけ、国内の社会経済構造の変化は既存の支配的イデオロギーの変容を求めることにもなる。

内政と外政との基本方針の隔たりはアメリカに限らず、「民主的」とされる「国家」の一般的特徴であると、あるいは、両者の外見的乖離は「民主政の暗部」の表現に過ぎないと見なすと、アメリカ「民主政」のトータルな否定論を、あるいは、「民主政」の貶下論すらをも呼びかねない。すると、個別「国家」の「民主的」政治経済体制の原理と構造の批判的分析を踏まえて、民主政を「拡大適用」することが求められることになる。この点では、少なくとも、アメリカにおける政治的「言説」やイデオロギーの位相と変容を踏まえるべきであるし、「利益集団型自由主義」リベラリズム体制においても支配的諸利益の“圧力”が作動していることを視野に収めるべきであろう。そして、主観的であれ、個別局面の地政学的・地理経済学的分析が、また、自らの将来像の設定が外交政策に影を落とさざるを得ないということ、この点も看過すべきではあるまい。

「グローバル化」とは、経済社会関係の世界的規模における連鎖の深化過程のことである。この過程には文化的要因を含めて多様な契機が介在しているにせよ、その動因として資本主義経済の空間的膨張の力学を挙げないわけにはいかない。これは、新自由主義的社会経済関係が世界的規模でネットワーク化し、資本主義システムがグローバルに「社会化」することを意味する。それだけに、「グローバル南部」に見られるように、抵抗運動を呼ぶことになっただけでなく、新自由主義的資本主義化の対抗イデオロギーも浮上することになった。

IT 革命によって疑似体験の領域は“革命的”に変化することで「表象」空間は世界化した。また、物質的商品生産と並んで知識や情報の生産が商品化することで商品形態の質的变化も起こり、情報技術の生産と輸出(入)がグローバル化することにもなった。これは生産手段の生産に次いで、「情報」が新しい商品として組織的に生産され、流通する局面に入ったことを意味し、この脈絡においてヘゲモニー関係はグローバルな規模で脱空間化するとともに、労働力と商品の移動は越境化の方向を強くした。だが、「住民」は資本の浮遊性とは性格を異にし、基本的には所与の空間を労働と生活の「場」としていることには、また、多くの人々が「国民国家」の枠内に留まっていることには変わりはない(「固定資本」の非流動性と「労働力」の相対的非流動性)。「グローバル化」のなかで「国民国家」の形状が変化しているにせよ、「国民国家」における「国民」と「国家」との分離とは、いわば、形容矛盾であって、両者は「領域」において一対化している。「脱国民化 (de-nationalization)」や「超国民化 (transnationalization)」が起こっているとされるが、この現象は「国民」の社会経済関係が越境化と交差化の方向を強くしていることを意味することであって、「世界政府」が成立したり、「国民国家」自体が「世界国家」化しているわけではない。すると、「国家」の存在形態が内外の諸矛盾のなかで変化しているにせよ少なくとも、現局面においては「グローバル化」と「国民国家」とが背反や対立の関係にあるとは言えないことになる。世界

は「国民（的）国家」を、あるいは、「国家」内民族を断層線として対立と抗争を繰り返してきたが、こうした「国民国家」の自立的存在に根本的変化が起こり、「国民国家」自体が衰退しつつあるという状況にはない。相互依存関係は越境規模で深化し、超「国民国家」型国際機関の役割は高まったにせよ、「世界政治」は、なお、「国民国家」間政治（「国際政治」）の枠内にある。また、「グローバル化」のなかでナショナリズムが変容しているにせよ、その「死亡証明」が発せられているわけではない。他方で、中東においては宗派間対立に国際的テロ組織が介入することで内戦状況を深くしていることにもうかがい得るように、「平和と安全」の課題に見通しがついているわけではないし、経済的不平等の地域的偏差や生態系の破壊は、とりわけ、途上世界において深刻化している。こうした諸問題への対応が国際的課題であることに変わりはない⁶⁾。すると、社会主義世界の崩壊をもって「歴史の終焉」を迎えたという状況にはなく、課題との対応の必要において、世界は流動的状況のなかで新しい「秩序」を模索していると言える。

バルカンや旧ソ連諸国などにおいて既存の「国家」が分裂し、別の「国民国家」が生成した。そして、アジアにおいては植民地時代の負の遺産を引きずりつつ、「領域」や管轄権をめぐる紛争が浮上しているし、米中間の「新冷戦」すらも指摘されている。こうした事態に鑑みると、「国民国家」自体が解消したり、消滅する方向にあるわけではなく、新自由主義的市場化は「国家」間の「競争優位 (competitive advantage)」をめぐる対抗関係を激しくすらし、「競争排除 (competitive exclusion)」の力学が作動しているとすら評されている。また、14年5月のEU議会選挙においてはEU統合に懐疑的勢力が躍進することで、その行方に暗雲が漂いだしている。

確かに、現代の「グローバル化」のなかでコスモポリタニズムが再生したが、ナショナリズムが息を吹き返しているだけでなく、「国民（的）国家」においては少数民族の自治論型分離運動が活発化すらしている。さら

には、「グローバル・ポピュリズム」と、あるいは「ポピュリズムのグローバル化 (globalized populism)」とも呼ばれているように⁷⁾、社会経済諸関係の変容は焦燥感や不安感と結びついて、対内的には「反エリート主義的-民衆的」政治力学が作動する方向を強くした。これは、政治の大衆化が統治組織の寡頭制化と結びつくという逆説状況において、治者と被治者との対等性の修辞に訴えることで、外見的には為政者や政治的エリートのリーダーシップが強化されるという反転状況と呼んだことになる。また、ポピュリズムはナショナリズムの内包性と「自他」の区別と結びついて、対外的には「排外主義的-国民主義的」潜勢力を浮上させたことにもなる⁸⁾。こうした二面性を帯びたポピュリズムの修辞と運動は、途上地域においては反植民地主義型ナショナリズムを、また、先進資本主義地域においては人口移動に伴う就業形態の変化と文化の混成化に対する国内的反発を背景としている。ポピュリズムはグローバルな現象であるとはいえ、その発現形態を異にしている。そだけに、ナショナリズムの価値観の共有という点で、あるいは、政治的・社会的エリートへの依存性が反エリート主義的政治化に反転しているという点で共通性を認め得るにせよ、その性格が地域的偏差を帯びた現象であるだけに、権威主義、ネオ・ファシズム、大衆迎合主義などの規定の違いとなって現れている⁹⁾。こうした動向はグローバル化による社会経済構造の変化を誘因としているということ、この点も看過すべきではあるまい。

「グローバル化」は世界史的過程であると言えるにせよ、その規模と範囲は歴史の局面の違いに発して、深浅と広狭を異にしている。現代の「グローバル化」は社会主義世界体制の崩壊と社会経済システムの新自由主義的再編を呼ぶことになったが、この過程において国際関係は再編されつつあるし、地域経済圏をめぐる綱引きが繰り返されている¹⁰⁾。また、「国民国家」においても統合と分離というベクトルを異にする力学が作動しているだけでなく、「変革」の期待が展望と結びつき得ないなかで、「保守」の心性を喚起するという「逆説」状況も浮上している。「グローバル化」は

世界「秩序」の変容を呼ぶことになった。これは、近代において形成された「国民国家」型資本主義的世界システムが一定の変容過程にあることを意味している。だが、確かに、「グローバル化」のなかで非国家型アクターの役割が重要になっているにせよ、「国民国家」は、なお、基軸的位置にあるだけに、その概念と動態について一定の位置づけが求められる。

（2）国民国家とナショナリズム

人々は所与の「場所 (place)」を生活の「場 (site)」とすることで個別のコミュニティを、また、経済と文化などの「社会空間」を形成している。この限りでは人々の存在は特定のであり、個別的でもある。そして、その存在形態が固有の性格を帯びているという点では独自のでもある。これは、居所と行動の「場」を異にしつつも、「社会空間」が個別の行動と組織の連鎖からなっていることを意味する。すると、行動様式や集団形態の違いを問わず、人々を「住民 (inhabitants)」という「一般性」の概念で括り得るにせよ、「住民」は自然的・関係論的「場」のなかにおいて、それぞれが相対的自立（律）性を帯びていることになる。こうした個別性は世界的連関における相対的で相関的な社会空間の差異に発することであって、「個別」が「全体」であったり、「全体」が「個別」を包摂しているわけではない。社会的「全体」は種差性を帯びた「個別性」の複合的総体に過ぎない。価値や思想の個別性や多元性を排し、権力をもって“同質化”しようとするとき「全体主義独裁」が浮上する。

資本主義国家とは、一定の領域において資本主義的生産関係を経済的基盤とする政治的・社会経済的諸関係の総体である。この社会構成体は、形式的にせよ、各人や集団の契約自由の原理を組織化（あるいは「連関化」）の構成原理としている。これは「関係」が自立化し、「存在」を規律するという点では「自己疎外」の、ひとつの原基的形態であり、それだけに諸「矛盾」も内包している。また、この社会経済関係が「自己展開」するた

めには、「自由」の契機が媒介原理となるだけでなく、「世俗内禁欲」の実践が“積善”視され、エトス化することが求められる。こうした慣行が社会経済的規模で組織されることで社会的諸カテゴリーは不断に再生産される。すると、資本主義社会は同質性ではなく異種の構成の形式的平等の理念を前提とし、その不断の再生産に依拠していることになる。

「世界空間」の視座からすると、「住民」は政治的・法制的に区画され、国籍をもって「国民」化^{ネーション}することで互いに“異邦人”化している。また、「国民国家」を“容器”にメタファー化すると、「国民国家」の「個性」とは空間的に有界化しつつも、世界的連関のなかで相対的種差性を帯びているに過ぎないことになる。そして、「国民」は人種と階級や文化を異にする多様な社会的カテゴリーから構成されているだけに、「国家」において諸「関係」を凝集するには「制度」が、また、制度を正当(統)化するためのイデオロギーや「法規範」が必要とされる。そして、政治は立法を統治の技術とすることで自らを権威づけ、所与の社会を「秩序」のうちに支配する。

実証主義を重視するあまり「存在」を所与とすると、集合体の精神的紐帯となる目的意識や合意ないし同意の、あるいは、黙従の契機の認識に欠けざるを得ない。また、経験論をもって表層の様態を「存在」の“内実”であると見なすと、「存在」の構造性が看過される。これは、「存在」の“関係化”がイデオロギーを媒介とし、それが「間主観」化されることで覇権性を帯びる必要があるし(「イデオロギーの覇権化」)、「関係」の「秩序化」には法制や権力の契機が介在せざるを得ないことを意味する。すると、「存在」相互の関係の動態と“形態変容”にアプローチしようとする、諸関係の分節化が「構造」を組成しているだけに、その接合と再接合の様式が、換言すれば、社会経済的マトリックスの力学に占める政治的・政策的駆動力やイデオロギーの牽引力の分析が求められることになる。というのも、社会的「存在」は諸「関係」の関係化において存在し、「言説」をもって諸関係を有意的に接続することで組織され、一定の「存在」とし

て「実体」化しているからであり、したがって、また、諸関係の変化は「存在」の変容を呼ばざるを得ないことにもなる。

社会経済的諸関係は政治的諸関係と一体化することで「国家」において組織される。政治権力は社会経済関係を有界化し、住民を「国家存在」において包摂するだけに、「国家」は住民の社会経済諸関係を抽象し、物象化する。また、「法律 (law)」が強制力を帯びるためには、「国家」という観念を抽象し、この観念に「法（権利、正義、right, *Recht*）」という倫理的契機を措定せざるを得ない。「国家存在」とは、こうした政治的・社会経済的諸関係の総体であって、「権力」の契機と「倫理」の契機をもって諸関係が「領域」において有意的に接合されることで「有界」化する。こうして、「有界」性は「領域」化する。これは、住民を「国民」として政治的に区画し、法制化することで組織的に囲い込むことを意味する。だから、この「存在」は地理的空間性・社会経済的関係性・政治的権力関係の複合的総体として現れ、統一性の原理とイデオロギーを媒介とすることで一定の「自律性」と「独自性」を帯び得ることになる。これは、権力関係が社会経済関係に埋め込まれ、法制化されることで社会「活動（行動）」の条件と範囲が設定され、構造化することでもある（「権力の構造化」）。「制度」化とは、社会「活動」を方向づけ「期待」の安定化を期すことで体制を構造化する手段である。また、「国家存在」に組成している諸関係の固有の接合様式がこの「存在」に個別性を、換言すれば、「国家存在」に固有の性格（「国家性」）を与える。「国家」とは、こうした関係論的実体の抽象概念であり、ひとつの「表象空間」でもある。すると、「国民 (national folk, *Staatsvolk*)」とは「国家」という領域に居住する「住民」の集会的表象にほかならないことになる。

「ナショナリズム」とは「国民」としての「識閥」のことであって、自らの「国家」としての組織化の過程と他の「国家存在」との区別の自覚において生成する。国民的アイデンティティは日常的実践において潜在化し、「国民的セレモニー」において可視化する。とりわけ、移行期や“危

機”局面にとどまらず、「国際的競技」においても「国民」としての「存在」の内実が審問されることで集合的同一性の認識が喚起され、個性性が自覚されることで「自我」性を帯びる（“Who and what are we?” の認識における「比定」と「同定」の意識）。これは、社会空間が「領域」化されることで一定の類似性が形成されるとともに、何らかのコミュニケーション手段を媒介として「自他」や「彼我」の、あるいは、「彼此」の識別の意識が国民レベルで形成されることを意味する。また、伝統的言葉（象徴）をもって「国家」間関係が表現されることでナショナリズムは再帰的に自己増殖する。これは、「存在」がシンボル化されることで幻想化するだけでなく、シンボルに「存在」が仮託されることでアイデンティティが強化することを意味する¹¹⁾。「国家」はナショナリズムを媒介とすることで凝集化の「作用効果」を帯び、帰属感に訴えることで一体感を覚醒する。その心理的濃淡は物理的距離よりも、総じて、「関係」や「記憶」の強度に反比例しがちである。この脈絡からすると、政治的・社会経済的「総体」が有界性を帯び、「領域」化するのは政治的・社会経済的・文化的諸契機の偶発的必然性においてのことに過ぎないから、その接合の様態は自らの内在的運動において、また、他の「総体」との関係において共変動を繰り返さざるを得ないことになる。「国家（理）論」が「国家存在」という実在を、あるいは、この存在を凝集化する政治的・法制的組織を分析の前提としつつも、存在論的には、この「存在」が不断の複合的变化に服しているだけでなく、その個別的構成が時空間を異に多様でもあるだけに、認識論的には「国家」の概念は抽象を重ねることで複雑化せざるを得なかったし、この知的状況は、また、現況でもある。さらには、「国家」とは有界化した諸関係の抽象であり、その「指示対象 (referent)」は“表象”に負うだけに、「国家（理）論」は「埃まみれの法的－形式主義的研究」に過ぎないとの判断から“廢語”にすべきであると論じられたこともある¹²⁾。だが、社会経済諸関係が「国家」において政治的に「領域」化し、関係論的存在として一定の自律（立）性を帯びているということ、ま

た、法律の正当性と強制力は「国家」という抽象を前提とせざるを得ないということ、そして、「国際法」は主権的「国家」を法的主体としているということ、これが現実であって、国内的にも国際的にも、政治現象は「国家」において現れ、「国家」を軸に展開している。近・現代の「国家（理）論」が伝統的には、「個人」を基本的視点とすることで、あるいは、個人を政党や圧力団体などの「社会集団」に包括することで、個人や集団と「国家」との関係を、また、「国家」における統治や政治の動態と過程を分析してきたのは、さらには、「国際関係（論）」が「国家」を“容器”化し、その相互の関係と作用において国際政治経済を分析してきたのは、こうした「国家」の関係論的存在の認識に発している。すると、後者の「国家主義的パラダイム」は前者の「個人主義的（ないし集団主義的）方法論」の「国家」間関係への拡大版であることになるが、いずれの枠組みにおいても「国家」が基本的概念となり、鍵的位置を占めていることになる。

<「国民（的）国家」とナショナリズム> 所与の概念は時空間的制約性を免れ得ず、時代と状況を自らに刻印している。これは「^{プレゼンティズム}現在主義」において既成の概念の再検討と鋳直しが求められることを意味する。換言すれば、概念は言葉によって表象されるだけに、「存在」が「表象」を組成するだけでなく、「表象」によって「存在」が規定されることにもなる。それだけに、「存在」に組成している諸契機の布置と構成は常に流動的であるから、鍵的概念の再構成が求められることにもなる。これは政治の概念にも妥当することであって、時空間を異に多義性を帯び、歴史の脈絡と所与の「言説」状況に左右される。言葉は原義の有意性を留めつつも、与件の変化に既定の概念で対応しようとする、意味変化をきたさざるを得ない、「神学論争」も呼ばざるを得ない。「ネーション」という言葉も同様であって、時空間を異にジグザグの字義変化を経ている¹³⁾。また、1970年代以降に「国民国家」の再検討の機運が高まったのは、「グローバル化」のなかで「国家」の様態や「ナショナル・アイデンティティ」が変容して

いるという現状認識に発している。

近代西欧の「国民国家」像は、一定の領域において政治的・法的に包括された「人的団体」を理念型としている（時空間次元における人的契機と地理的契機との不可避的一对性）¹⁴⁾。この「国家」像は、「絶対王制」（ないし「啓蒙的絶対主義」）期において、領土の統一と軍事・財政の集権化のなかで生成し、この過程において、過去の戦争と内戦の恐怖とも結びついて人々は「国家」と自らの存在とを同定することになった。これは権力の「浸透と統合」の、また、「忠誠と帰順」の両契機の複合的深化過程であり、統治機能の累積的集権化と分散的・遠心的文化の求心化の過程でもあった¹⁵⁾。こうして成立した「国民（的）国家」の統治機構は「市民（ブルジョア）革命」をもって、統治の原理と構造を大きく変えることになった。この脈絡からすると、諸「民族集団」は文化の継承と歴史の記憶を「国家（民）史」観として共有することで「国家」の現在を“過去”に投射するとともに、「扶植」機能を媒介としてのことであれ、“現在”を“未来”に投影する。宗教と言語などの文化的契機は持続性を強くしているだけに、その媒介手段となるし、人々はコミュニケーションのコードを共通にすることで「国家存在 (statehood)」を構成し、「国家」という抽象概念において包括される。換言すれば、「国家存在」は内的包摂と外的排除という二面性の統一的組織体であり、エスニックな契機を「市民」^{シヴィル}理念に包括することで住民は「国民」化することになったと言える¹⁶⁾。したがって、家産官僚型君主政国家における住民（「領民」ないし「臣民」）は「公民」^{パブリック}として「国民」化し得ず、君主（ないし「国家」）の所有物に留めおかれていたわけであるから、「国民」の概念は近代西欧の「市民革命」期に発することになる。この革命は「国民」の名による政治的・社会経済的革命であり、資本主義的生産諸関係の社会的・地域的統合と政治体制の集権的制度化との複合的組織化の企図と力学に発していて、軍事・警察機構をも「国家装置」に組み込むことになった。そして、ナショナリズムが凝集化の強力なイデオロギーの牽引力となっただけに、政治の「民主化」

（ないし「民衆化」）を呼ばざるを得なかった。これは、ナショナリズムが「国民（的）国家」の形成と維持の精神的支柱となったという点では、他の「主義」や「教義」とは性格を異にしていることを意味する。

「国民型民主政」は社会的諸カテゴリーを捨象し、形式的には政治的「人民」を統治の“主体”に擬制化するとともに、政治（あるいは、「国家」と社会との二分論をもって「自由民主的政治（liberal democratic politics）」の理念と制度を導出した。これは「国家存在」の社会と政治への制度的・機能的分離という点では理念型に過ぎず、制度論的には、両者は相対的に分離しつつも、存在論的には、ひとつの「国家」において統一されている。すると、いわゆる「国家と社会」の区分とは、ひとつの「国家存在」における政治と社会の「分離（separation）」というより、精確には、相対的な自立（律）性のなかの機能的「分化（differentiation）」であって、両者は「相互依存関係」において統一されていることになる。また、代議制統治体制において統治集団の担い手が変わったにせよ、「人民」はその客体にとどまらざるを得なかった。こうした「客体」の制度的主体化と実質的客体化という“逆説”が近代の代議制民主政の原理に内在しているだけに、また、「国家権力」の獲得と維持が「標的」とされることで、その乖離を埋めようとする営為が「赤い糸」のごとく底流している。さらには、「国家存在」は多様な社会的カテゴリーや「民族集団（*etnie*）」から構成されているだけに、「区別」の認識は生物学的特性（「人種」）とも重複することで「差別」の心理に転化しかねない。とりわけ、「多民族国家」においては社会的亀裂が深まると、「市民」理念による「国民」統合の機能は弛緩し、「民族集団」の個別性が自己主張しだすことになる。これは、とりわけ、「少数民族集団」に妥当することである。というのも、エスニック集団がひとつの「ネーション」を構成しているという場合は例外ないし、ごく僅少に属することであって、多くは主要なエスニック集団を中心とした「多民族（polyethnic nation）」型構成にあるということ、これが通例であるからにはほかならない。

「住民」はエスニックな契機を紐帯として、あるいは、優勢な民族集団を中心として社会的共同体を形成している。この共同体の文化的共通性が「インタージェネレーションナリテイ間世代性」を帯びることで習俗化し、それが「伝統」視されることで「オーバータイム脱時間性」の観念が集団レベルで共有される。また、個人間関係が「オーバースペース広域空間」において法制化されると、文化的個別性を帯びた住民は「国民」に包摂され、両者が一定の規模で政治的に組織されることで「国民国家」が生成する¹⁷⁾。こうして、「国家」は（諸）民族型政治的共同体の理念的結節環となる。また、「国家装置」がこの組織化の媒介項となり、統治機構を整備することで行財政機能を集権化するとともに、文化を広域化し、支配的イデオロギーを扶植する。こうした脈絡において、住民は「国民」化し、「国家」において包括される。この歴史的過程においてナショナリズムは社会的対立とイデオロギー的分極化を止揚する理念として土壌化し、「人民」・「国民」・「民族」の概念は「国家」の観念を主軸に円環化することで「ステイトフッド国家存在」と「ネーションフッド国民存在」とは一対化し、「国民(的)国家」の観念において一体化する。この脈絡において、『ヴェニスの商人』の“血の一滴”に例示されるように、所有主義的個人と法人の「契約」原理を媒介とする利潤志向型社会経済システムと政治システムとは「国民国家」において統一され、資本主義的「国民国家」が形成される。以上の脈絡において住民は「民族」の存在と「国家」とを同視し「国民国家」に自らの存在を同定することになるので、近代国家は「国民国家」として、また、住民は「国家国民 (*Staatsnation*)」として現れる。

G. W. F. ヘーゲル (Hegel, 1770-1831) は「国家」という「個体的主体」に自由の「放棄」と「顕現」という“矛盾の統一”を見ている。これは「否定」の弁証法が「国家」において絶対主義的に収斂し、「ジントーゼ」化することを意味する。かくして、この「幻想的存在」への帰一に矛盾の「昇華」の精神的論理が措定されることで、政治権力は「国家」において「忠誠」を強制することにもなる¹⁸⁾。この脈絡において、「国家」という言葉が「実体」から遊離し、“表象”として物神化することで「国家崇拜」

（「ステイティズム」）の心性を誘発する。これは「国家」をもって「愛国心」を喚起するという「政治的効果」を持ち得ることを意味する。そして、「国家装置」が諸関係を「領域」化し、有意的に接合するという政治機能を果たすので、この装置が抽象の具象として現れ、「国家装置」の「国家」化が起こる。「国家」というより、「国家」の権力機構が「物理的強制力」を正統的に独占するとともに、「国家」への帰順と献身を求め得るのは、こうした「国家」の抽象化と「国家装置」の「国家」化に負うことである¹⁹⁾。また、ナショナリズムが多様な社会的カテゴリーを捨象し、包括的メタ・イデオロギーとなり、「国民」的規模の「精神的空間」となることで「国民国家」を「^{ゲマインシャフト}共同体」化する「イデオロギー効果」を持ち得る。こうした「国家」像は、ヘーゲルが「国民的精神」に“普遍的精神”を措定したことに例示されることでもある。

ナショナリズムは国民統合の心理的・情緒的紐帯であって、想像においてのことであるにせよ、「^{インタレスト}利益」（ないし「関心」）が国民的規模で共有されているという認識が一般化すると、所与の「国民国家」は「コモンウェルス（共通財）」化し、各人は自らがその一員であると自覚する。こうして、自らの存在を「国民国家」に仮託することで帰属感はエトス化するとともに、その保守の“使命”感が土着化する。この脈絡において、「国民」としての存在論的“^{インタレスト}関心”は個人の「社会存在」を捨象し、国民的「^{インタレスト}利害」の観念と一体化することで、「国益」という修辞が「国民」統合の政治的訴求力を持ち、^{ナショナル}インターナショナリズムを凌駕する心性が共有される。こうした「^{国民的アイデンティティ}国民的アイデンティティ」の形成は、いわば、イデオロギーを政治的に「領域」化することであって、その形成と再形成はシンボルと建国神話や歴史的経験の国民的反芻に、とりわけ、法的・制度的規範の再生産に依拠している。かくして、ナショナリズムは多様な社会的カテゴリーを「^{国民-人民的}国民-人民的」レベルに翻案し、「^{国民(的)国家}国民(的)国家」に「^{コミューナル}共同体的」性格を与えるだけに、強力な精神的エネルギーを発揮する潜勢力を宿し得ることになる。

だが、諸個人は「国民」に包括されてはいても、文化的・宗教的レベルでは多様なエスニック集団にも属していて、その愛着心は根強い土着性を宿している。これは転機や「危機」局面においては、既存の政治システムの再編の必要とも結びついて宗教的選民感や使命感として顕在化する。すると、「国民」的規模の統合とは、個別の集団的帰属感が「国民」的帰属感にまで同心円的に拡大し、「国民」において運命共同体的アイデンティティが共有されるレベルで成立し得ることになる。また、ナショナリズムは他のネーションとの差異の認識にも発しているだけに、社会の移行期や国際関係の緊張期には、「国民的－人民的」修辞をもって他との区別が喚起されることで、対外的には「排除」の、対内的には少数民族集団や社会的弱者への、あるいは、特定の宗教集団やイデオロギー集団への「抑圧」の契機を強くする。すると、少数派エスニック集団は分離の潜勢力を宿しているだけに、自立（独自）化の契機を強くせざるを得ないことになる。これは国民的統合という点で、「複合国家 (compound state)」が繰り返し直面した、あるいは、現に直面している課題でもある。

各ネーションが社会経済的・政治的存在であるという点では「一般性」に括り得るとしても、あるいは、「個別性」に共通性を認めることで一般化し得るとしても、個別性は歴史過程において生成することであって、それ自体が普遍性を帯びているわけではない。換言すれば、一般性は特殊性に共通項を認識することで、また、個別性は一般性の概念を媒介とすることで成立するのであって、両者は弁証法的相関関係にある。これは、一般性と個別性とは相対的關係にあるから、一般性の抽象をもって所与のネーションの存在を普遍化するわけにはいかないことを意味する。この視座からすると、「国民国家」の個別性は社会経済関係の接合様式の固有性に発しつつも、内外関係の変化のなかで自らの内的接合形態の編成と再編成の過程に服さざるを得ないことになる。これは規模と程度の違いはあるにせよ、ネーションを構成している所与の諸関係が再編成の過程に服していることを意味する。個別性が自己主張しだすのは、ネーションにおける統合

機能が不全化した局面においてのことであって、「市民的ナショナリズム」をもって「国民」を包括し得ないと、エトノスの文化的契機が自覚されることで「エスニック・ナショナリズム」が顕在化する。すると、「多民族国家」におけるナショナリズムが必ずしも脆弱とさええず、強力な精神的発条力を宿していることに鑑みると、「市民的」契機が国民的「統合」の重要な位置を占めていることになる。

また、現代の「グローバル化」の局面においても「経済的ナショナリズム (economic nationalism)」が強力に作動し、グローバルなレベルで「経済的リベラリズム (economic liberalism)」に包括されるという構造にはない。これはナショナリズムの内包的機能によるだけでなく、「国民経済」が規模と形態を異にする多様な経済単位から構成されているだけに、自律性の維持と「利益集団」間の妥協の導出という点で政策的対応を必要としていることに負っている。

<国民主権> 「主権 (sovereignty)」という言葉は論争的概念であるが、「至高性」の意味で使った最初がボダン (Jean Bodin, 1530-96) であったとされる。この観念が「人的集合体」に適用されるとき、統治主体の権能や地位の、また、「国家」の属性として理念化され、「君主」の、後には、「国民」の自立 (律) 性の原理として現れた。それだけに、国内的には複数の権力センターの出現と対立を阻止し、国家における政治権力の正統 (当) 的支配の論拠とされることになっただけでなく、「国家主権」として他に対する「自立 (律) 性」を主張するための政治的言説ともなった。これは、「国家」に至高の権限を帰属させることで、その“存在”を理念化したことを意味する²⁰⁾。

ホップズは『リバイアサン』(1651年)において、「人格」を「自然的人格 (natural person)」と「人為的人格 (artificial person)」に分け、後者をもって「代表者」であるとするとともに、次のように指摘している。「人々の群衆 a Multitude of men が、ひとり人間または人格によって代表されるとき、……その群集はひとつの人格にされる。なぜなら、人格をひ

とつにするのは代表者の統一性であって、代表される者の統一性ではないからである」と、また、「コモンウェルス」とは「ひとつの人格」であって、「この人格をになうものは、主権者（ソヴリン）と呼ばれ、主権的権力（Sovereign Power）をもつといわれるのであり、他のすべてのものは、かれの臣民である」と述べている²¹⁾。この指摘からすると、ホッブズは二つの「人為的人格」を、つまり、「代表者」（「主権者」）と「コモンウェルス」（ないし、「キヴィタス」）を「人格」として擬制的に客体化し、この「二つの身体」を代表者が代表すると見なしていることになる。これは「主権」と「国家」とは不可分の関係にあり、君主は「主権」と「国家」の両者を一体的「人格」において表現していることを示している²²⁾。また、ヘーゲルは「君主主権」と「国民主権」とを対比するなかで、「国民というものは、君主を抜きにして解されたり、まさに君主とこそ必然的かつ直接的に関連している全体の分節的組織を抜きにして解されたりする場合は、定形のない塊^{かたまり}であって、これはもはや国家ではない」と指摘している²³⁾。

確かに、「主権」の脱人格化と「人民（国民）」化は「主権」概念に新しい課題を提起することになった。というのも、「代表（representation）」とは、何らかの実体に仮託することで、あるいは、象徴を媒介とすることで無定形の「存在」を表象し、再現する（represent）ことであり、実在の可視化を意味するが、「国民主権」は「国民」という、ひとつの抽象に「主権」を“代表”させることになったからである。だから、また、「代表」は「存在」を具象することで統一化の機能を帯び得ることにもなる（「代表者」の“公人”化）。この視点からすると、「君主主権型絶対主義国家」において、「主権」は所与の「領域」における住民と土地を所有する君主の人格的地位と結びついていたのにたいし（*“L'Etat, C'est moi”*）、「人民（国民）」の概念は所与の国家における政治の参与者と全住民の両者を表象することになったと言える。これは、「国家」における「人民（people）」を「国民（nation）」の概念で包括しただけに、「国民」の概念

は「庶民 (*plebs*)」という人的集合体と「デモス」という政治的主体の二つの契機を内包することになったことを意味する（「“人民”の二つの身体」のイメージ²⁴）。換言すれば、住民を「人民」（ないし「国民」）として「人口 (*population*)」化するとともに、政治的主体として「市民 (*citizen*, *Staatsbürger*)」化したことになる。それゆえに、また、民衆の政治参加の形態と範囲が争点化せざるを得なかったのである。

「君主主権」論においては主権の性格と帰属位置は明示的であったし、「委託型統治」論は社会の自立（律）性の欠如を前提としていただけに、君主は社会の守護者として現れ、その存在は所与の領域の住民を統一するための家父長型の慈恵的で権威主義的性格を帯びることにもなった。したがって、また、社会の自律性に依拠した「共和政（制）」観念の再生を期し得なかった。あるいは、混合政体観に依拠することで「立憲君主制」に帰着することになった。

市民革命の形態は時空間を異に多様であるにせよ、その歴史的意義は封建的な職能的身分型代表制を廃棄し、「制憲権力 (*pouvoir constituant*)」の淵源を「国民」に定礎することで「主権」の位置を転換したことに求めることができる。だが、これは、ひとつの政治的・法的擬制であって、主権の帰属主体が特定されていたわけではなかったから、フランス憲政史に見られるように、その内実と帰属をめぐる論争を繰り返さざるを得なかった。とはいえ、「国民（人民）主権」の理念は政治的共同体の観念の土壌化という点で「国民統合」の強力な精神的接着剤となった。というのも、「国民」はナショナリズムを社会的結合のイデオロギー的紐帯としつつも、この存在に「主権」を帰属させることで、政治的組織体としての凝集性と自立性の機能を帯び得ることになったからである。こうして、主権の概念は「人民」の「自治 (*self-rule*, *self-government*)」と結びつくことで、「国民的－人民（民衆）的 (*national-popular*)」という言葉が政治的統一の、また、「民族自立」の「ヘゲモニー効果」を持ち得ることになった。それだけに、また、「内政不干渉」の原理と一体化することで権威主義的ナ

シヨナリズムの理念と制度の保墨ともなり得た²⁵⁾。

「国民主権」論は、また、リベラリズムの「信託型統治」観と複合することで「立憲的代議制 (constitutional representative government)」を体制化した。この理念は西欧の市民革命期に登場し、「リベラリズム (自由主義)」を嚮導理念としている。自由主義政府観は「社会契約」を媒介とする「信託型統治契約」論に依拠し、これが革命権や抵抗権の、また、「国家権力」を規制し、自由権の基本権を保守するための論拠となった。「リベラリズム (liberalism)」という言葉が明示的に使われだすのは19世紀に至ってのことであって、ブルボン復古王政期の「憲章 (*Charte*)」(1814年)においてのことに過ぎないとされているが、リベラリズムは「市民」的結合の原理となることでナショナリズムと一対化した(リベラル・ナショナリズム)。だが、市民の政治「参加」の自由とその資格の「平等」化は「国民主権」論と代表制の原理に難問を突きつけざるを得なかった²⁶⁾。

封建社会は政治と社会との未分離体制を特徴としていたのにたいし、いわゆる「古典的リベラリズム」は政治権力の恣意的行使を掣肘し、社会の“自由”を保守するという理念において「国家」の機能を社会の監視機能に留め、この体制を「憲政」として定立した。これは「立憲主義」の原理をもって「国家」と「社会」(「市民社会」)とを理念的・制度的に分離することで「国家」による社会統制を排除し、労働力を含む「商品」所有者を社会の有機的構成の人格的主体とし、その契約の“自由”をもって社会経済関係の編成原理を敷いたことを意味する。この体制によって市場中心型資本主義経済システムの力学が作動することになっただけでなく、「国民」規模の社会経済「政策」は政治に固有の領域とされ、社会経済諸関係から切り離されることにもなった。だが、政治と社会の形式的分離は政治の「民主化」の契機を「市民社会」に留めおいたことにもなる。というのも、リベラリズムには、形式的であれ、「平等」の理念も含まれていただけに参政権の平等の要求を呼ばざるを得ず、選挙権の拡大をめぐる長い闘

争の結果、「普選」の制度化をみることになったからである。この制度は「代議（表）制統治（representative government）」から「代議（表）制民主政（representative democracy）」への理念的・制度論的転機となり、定期的選挙をもって「国民」の意向を制度的に抽出し、これを「公的」意思（「国家意思」）に転化するための機制を、換言すれば、公的意思を導出するために普選を「投資機会」とし、その結果をもって政治権力を正統化するための機制を敷いたことになり、この脈絡において、「人民（国民）の意思」が政治的言説の基盤となり得たのである²⁷⁾。

こうして、ナショナリズムが「国民」統合のメタ・イデオロギーと、また、リベラリズムが政治機構と社会経済組織の編成原理となり、両者は資本主義型「国民国家」において一対化することで、その理念と制度の鑄型が設定されることになった。だが、「国民代表」とは抽象的な法的表現であるだけに、「代表制」の“民主化”は政治的難問を提起せざるを得なかった。それは「ルソー・モデルの逆説」とも呼ばれているように、直接民主政と間接民主政との代表形態の対立にとどまらず、「代理（deputies）」と「代表（representatives）」という被選挙人の意思表示の性格が、さらには、両形態の補完関係の設定という問題が問われだしたからである。換言すれば、「人民」が理念的には政治の主体でありながら、代議制においては客体化するという法的規定と政治的「現実」とのギャップという問題を、また、「民主政治」の「民衆政治」化という問題を浮上させたことになる。これは、「人民」が理念的には「制憲権力（constituent power）」の主体であり、また、政府が「制憲化された権力（constituted power）」でありながら、現実には統治の主体は「政府」であり、「人民」は制定法によって拘束されるという「立憲型代議制民主政」に内在する“逆説”に発し、政府は「バーチャル事実上の代表」原理をもって人民に代位し得ることにもなる²⁸⁾。この体制は、規範的には「民主政」の理念に立脚しているだけに、この“逆説”はデモスの“支配”と政府の“統治”とが、少なくとも外見的には等視され、代表制が“公共性”を保持することで「民

衆性」の理念と原理との乖離が表面化しない限り、いわば、「表見代理」の性格を帯び得る。この脈絡において、「指導者選択型民主政治」が代表制のモデルであると、あるいは、政治が民衆的価値の政策化であると見なされることでデモスの「ポピュレス (populace)」化が起こり、「民主政治」は「民衆政治」化する。その後の代議制政治は、理論的にも実践的にも、両契機の緊張関係において展開せざるを得なかった²⁹⁾。また、普選が個別投票者の意思の算術的集積という擬制をもって政府を「国民代表」の具体化であるとしつつも、「国民」とは多様な社会カテゴリーからなり、利害と理念を異にするだけに、投票の集約方法が問題とならざるを得なかった。この視点から、政党の「利益 (関心)」媒介様式や「代表制」の制度的「公平性」が問われだすことにもなる。こうして、「利益集団自由主義」観から、政治は私的・個別的利益 (関心) の競合であると思なされることで「圧力団体」型代表論が登場し、また、「少数利益 (関心)」の政治的表現方法を案出すべきであるとする認識から比例代表制も導入されることになった。

アメリカの「政体」観においては、主権の概念が君主の権能と結びついていただけに、また、統治の理念がコミュニティの自治に、さらには、「国家」が「州」に不断に引照されるという固有の憲政史を辿っているだけに、「国家」の概念と「主権」との関係という問題は、少なくとも「南北戦争」以降においては影を薄くしている。だが、西欧近代の主権論史からすると、「主権 (sovereignty)」は所与の「領域型国家」における至高の権力であると思なされることになっただけに、内外の両面においてヤヌスの相貌を帯びざるを得ず、その内実と相互関係が問われ続けることになった。というのも、「主権」の“不羈性”と“一元性”^{ユニタリテイ}という属性は国内的には“内包性”の原理ではあるが、対外的には“排外性”の性格を帯びざるを得ないからである (「主権」概念の二義性)。「国家主権」論は「国家」を抽象し、この抽象に「法」の淵源が求められただけに、法制が脱人格化するとともに、「国家」が「理性」視されることになっただけに、「国家」

間関係においては、「国家」が所与の「領域」を具象する正統的アクターとして擬人化されることにもなった。この傾向は、とりわけ、封建的土地貴族層と先発資本主義国との二面的圧力のなかで国民的統一を期さざるを得なかったドイツにおいては強かったにせよ、一般的には、「国民主権」論を媒介原理とすることで、内的統一が強化され、「国家主権」をもって服従が強制されることになった。だから、国際関係においては「国家存在」が「国家主権」に表象され、その統一性の原理が排他性の原理となって現れるのである。「国際関係 (international relations)」が「国民」間関係を含意していながら、「国家主権」の原理において「国家間関係 (inter-state relations)」として現れるのは、こうした脈絡に負っている。それだけに、アクターとしての「主権国家」の相互関係においては「自己規制」が求められることにもなる。というのも、「戦争」に訴えない限り、「主権国家」間関係が「秩序」化し得るためには一定の制約や「国際的規範」に服さざるを得ないからである。

確かに、経済の「グローバル化」や政治と社会の「グローバル・ガバナンス」化のなかで「国家」の機能が変化しているにせよ、国内法を軸とする「秩序」の維持や国債発行を含む金融・財政策が「国家」の固有の役割であることには変わらないし、国際的司法機関といえども、その審判に付すには当該「国家」の同意を必要としている。そして、「公共財 (public goods)」や「社会関係資本 (social capital)」の整備と運用が、あるいは、「社会福祉」政策が国際機関に付託されているわけではなく、「国家」の主要な任務である。だが、「国家主権」の自立性の程度と規模は相対的概念であって、国際関係のヘゲモニー関係に占める個別の位置に左右されざるを得ない。すると、「国家」はレーゾンデートルである「主権」権能を失っているわけではないにせよ、その機能が内外関係に規定される相対的で相関的な関係において作動していることに鑑みると、相互依存関係の「平準化効果」のなかで、「国家」は「自己規制」を迫られる状況を強くしていることになる。

「君主主権」論においては「君主 (sovereign)」が内外関係において二重の権力主体として現れたのにたいし、市民革命によって主権の帰属位置が「国民」へと転移した。これは君主の「権能 (sovereignty)」が「国民」へ移動したことを意味するだけに、「国民独裁」を含意する。だが、これはひとつの擬制であって、現実的には「国民」が総体として「主権」を行使しているわけではないということ、これが現実である。それだけに、とりわけ、「二元 (的) 代表制」においては議会と行政府とのあいだで、主権者の「代表」をめぐる対抗が繰り返されざるを得なかった。あるいは、「議会主権」論におけるように「国民」と議会との分有という主権の二重性が主張されることになったし、「多元主義国家論」においては「国家主権」を否定し、社会 (学) 的視座から「主権」の多元性が主張されることにもなった。そして、南北戦争に至るアメリカに見られるように、「連邦国家」における政体論争は「主権」概念論争となって現れざるを得なかった。さらには、「グローバル化」の現代においては「国家」の変容論や「後退」論と結びついて「主権」概念をめぐる論争が浮上している。

政治機能をもって「世界空間」を領域に区分するということは、「包摂／除外」という分別機能をもって住民を「国家」に“囲い込む”ことを意味する。この脈絡において「国家」は“容器”化することで、「国家」において支配－被支配関係 (ないし、「命令－服従関係」) が設定される。また、所与の領域において、こうした政治機能が作動し得るためには「国家装置」が必要とされるが、この装置は、ウェーバーの指摘を俟つまでもなく、「国家」の主権性において物理的強制力を正統的に独占することになる³⁰⁾。こうして、「国民主権」論は立憲主義と結びつくことで「国家権力」を規制する機能を果たすことになったと言えるにせよ、これは、ひとつの擬制であるだけに、「国家権力」の組織が安定すると、この組織が自律化し、対外的には「国民主権」の具象であると自己主張する。この脈絡において、「国家装置」(「政府」) が“安全”の名において、対外的にも物理的強制力の行使と威嚇の主体となって現れる。

だが、「グローバル化」のなかで公的権限の空間的「再配置^{リコンフィギュレーション}」と機能的「再構成^{リコンステイテーション}」が起こり、非政府型統治組織や政府諮問型合意形成メカニズムの量的増加と「グローバル・ガバナンス」の形成という質的变化のなかで「主権概念」の再検討が求められるに至った。これはEUにおけるように、権限が上方へと移行することで古典的意味の「主権」概念は空洞化しているという指摘に、あるいは、後に見るように、「コスモポリタン民主政」論が民主政の規範性と制度化の視点から「主権」の閉鎖性と絶対性に懐疑的論調を強くしていることにもうかがい得ることでもある。

<国民国家型民主政> 政治には、常に、「象徴効果」が作動せざるを得ない。何を「表象 (representation)」しているかという問題はあるにせよ、統治過程においては政治用語は^{イメージナリー}幻想性を帯びることで政治行動を修飾する。権力関係には「象徴」操作が不断に介在せざるを得ないだけでなく、「国民国家」における「権力空間」が「からの空間」であるだけに、権力主体は「人民」や「国民」という言説に、あるいは、「民主（ないし民衆）主義」という理念をもって、この空間を埋める必要がある³¹⁾。すると、「民主政」の理念と実践が国民国家と結びついているだけに、「国民国家型民主政」をコスモポリタニズムに解消すると、あるいは、「グローバル化」現象をもって「方法論的ナショナリズム」の地平の克服を構想すると、既存の民主的契機の芽を摘みかねないだけでなく、「国民国家」の解体論すらも呼びかねないことになる。

「民主政」の原義は、ギリシアの都市国家の「人民の支配 (^{デモス} *dēmokratia*, democracy)」に発する。また、今日の「人民 (people, *peuple*, *popolo*)」という言葉はラテン語の「ポピュルス (*populus*)」を語源とし、この言葉によって所与の「国家」の政治的「人民」が「市民」として総称されることになった。さらには、「大衆 (multitude)」ないし「群衆 (crowd)」の政治的無定形性を止揚し、社会的共同体の政治的「構成権力」を措定しようとすると、政治的「人民」をもって支配の正統（当）性の基盤とせざるを得

ない³²⁾。この脈絡において「人民」を「国民」に翻案することで、その「支配」が正統的統治の標徴とされるとともに、「人民」は領域に限定されることにもなった³³⁾。これは、シエイエス (Abbé Siéyès, 1784-1836) がフランスにおける混合政体の復権を阻止すべく「政治社会、人民、国民は同義である」と喝破していることにも表れている。このネーションの闡明にもうかがい得るように、「人民」という言葉には「住民」・「庶民」・「市民」など多様な意味が含まれ³⁴⁾、「自然権」との対比において政治的・法的権利の意味が込められることにもなった。こうして、「人民」は「国家」の公民と同義とされ、あるいは、より広く「国民」という人的集合体と同視されることにもなっただけに、政治的主体の「客体」化をめぐる論争と抗争が社会諸勢力間で繰り返されざるを得なかった。さらには、政治の“民衆化”の理念が定着すると、権力の主体は修辞であるにせよ、「人民」(ないし「国民」)という抽象を統治の正統性の根拠とし、「人民(「国民」)の意思」の名において権力を行使せざるを得なくなった³⁵⁾。

「平等 (equality)」の概念が「代議制民主政」論における論争の断層線をなしている。投票の機会の平等という視点からすると、身分制を「秩序」の基底に据え、この体制を基礎に特定の社会層にのみ政治参加が認められるとすると、“不平等”であることは論を俟たない。だが、「平等」とは「同質性 (same equality)」のことであると見なすと、「差異」は不平等を意味することになり、「等質化 (homogenization)」を求めざるを得なくなる。これは、現に存在している社会的諸集団の多元性と自立性を排除し一元化しようとする、「差異」を権力的に解消することで社会を等質化すべきであるという考えと結びつきかねない。近代民主政の理念は、各人の社会的カテゴリーを捨象し、「国民の意思」は個人の意思を集積することで析出され得るとするオプティミズムに立ち、そのための機制を敷くという前提に立っている。これは“差異 (difference)”があるにせよ、通約可能な関係であるという考えに発している。というのも、「同質」型ないし「異質排除」型民主政は形容矛盾であって、異議や少数者の存在を前提

としつつも、「代表制」をもって集約し得るとする考えに依拠しているからである。この視座からすると、「代議制民主政」とは、ひとつの政治システムであって、「主権」の帰属位置を「人民」（ないし「国民」）に求めつつも、被治者は社会カテゴリーや思想において多様であるだけに、治者の答責性と統治機能の透明性（閉鎖性の排除と公表性）を基本原理とし、両者の近接化と相互影響力の行使の循環化に政治の「公共性」の機能要件を求めていることになる。だが、これは自由主義的代表民主政の制度的理念型であって、社会的諸勢力の配置状況は議席数をもって決済されるし、自由主義と代表制との結合形態には緊張関係が内在している。「自由民主政」とは、自由主義と民主主義という個別の理念の接合形態であり、両者の不安定な統一がこの体制の自己展開の内発的エネルギーとなるだけでなく、危機的局面においては、「民主政」を独裁の論理に転化することで、自由主義を掣肘するという衝動を呼びかねないことにもなる。

国民国家における「代表制（議会制）民主政」は、代表制をもって「規模と参加」との二項対立を解こうとする必要に発するとともに、リベラリズムをもって権力の恣意的発動の抑制から社会の自由を守ろうとする考えに立っている。民主政の視点からすると代議制は消極的意味しか持ち得ないように見えるが、選挙民の意思や利害が多様であるだけに、代表制と議会審議を媒介とすることで脱人格的集団的意思を「国民」レベルで形成するとともに、選挙民に批判と参加の機会を与え、民主政の自己展開を呼び得るという点では積極的意味をもっている。だが、共和政型間接民主政の機制は「人民の主権的意思」をどのように表現するかという点では、被代表者と代表者との一体化という直接民主政の契機を内在している。それだけに、同一性の原理において政治指導者（層）の反議会主義的「人民投票主義（plebiscitarianism）」を呼び出すという潜勢力を宿している。これはボナパルティズム以来、繰り返されてきたことであって、「疑似民主政的個人独裁」として現れる。この種の「決定（断）主義」的反議会主義は議会媒介型の意思形成を回避し、行政権の憲法解釈や委任立法と「政令」

(行政部の即応的意志表現) といった行政行為をもって議会機能を代替しようとする傾向と結びつく。この視座からすると、「ポピュリズム (populism)」も同様の潜勢力の政治的表現形態であって、自立的なイデオロギーと運動というより民主政の「宿り木」の性格を帯びていることになる³⁶⁾。その思想と運動が「反議会主義的・民衆的」性格を帯びるのは、カリスマ待望論とも結びついて同一化の感情移入が作動し、民衆が政治指導者 (層) のリーダーシップと政策に「民衆的」価値実現を期待し得るものを認めるからである。これは、既存の「権力」への信従性 (現状肯定的保守主義) が社会的変容期においては政治不信を呼び、反エリート主義と結びついて反政治的姿勢が強力なエリート待望型政治主義を喚起することを意味する。すると、移行期には行政による応急的対応が求められるだけに、ポピュリズムは行政権の強化と結びつき得ることになる。また、ポピュリズムが改革と保守 (あるいは、進歩と反動) の両面性を帯びつつも、ナショナリズムの言説に訴えつつ外的圧力との対応において社会経済システムの再編を志向するかぎり、ネオリベラリズムの政策と呼応し得ることにもなる。

以上のように、「国民国家」は社会経済的諸関係の政治的組織体として一定の自立 (律) 性を帯びているが、この「存在」は、不均等であるにせよ、あるいは、能動的であると受動的であることを問わず「グローバル化」の影響下にあるし、超国民国家的ないし越境的規模の“ガヴァナンス”の構成単位でもあるだけに、通商と貿易や軍事の点で、その“圧力”を受け傾向を強くしてもいる。

(3) コスモポリタニズム

「グローバル化」とは、社会経済諸関係の越境規模の連鎖の深化過程のことである。また、「グローバル・ガヴァナンス」という言葉は、国際関係において「国家」間の相互依存関係が深まるなかで一定の「秩序」が形

成されているとする認識において、その様態を記述するための用語とされている。これは、「ガヴァナンス」とは「形状」概念であることを意味する。すると、社会経済的諸契機が越境規模で複合的に作動するなかで国際的アクターの諸関係は不断の変容過程に服しているし、「国家」の政治機能は垂直的にも水平的にも移動しているわけであるから、「グローバル・ガヴァナンス」の様態と形状も流動性を帯びざるを得ないことになる。これは「多層型ガヴァナンス (multi-tiered governance)」や「多中心的ガヴァナンス (polycentric governance)」という術語にも表れている。また、「グローカリゼーション (glocalization)」や「フラグメンテーション (fragementation)」という造語がベクトルを異にする力学を統一的に表現しようとする言葉であることに鑑みると、「グローバル化」とは単線的に作用しているわけではなく、既存の「規模」の再編成の過程であることを示している。

他方で、「グローバル化」の深化と結びついて「コスモポリタニズム (cosmopolitanism)」の理念が再生している。この言葉はギリシア語の「コスモポリス」に発し、「宇宙 (*cosmos*)」と「市民 (*politēs*)」という言葉の合成語である。また、ラテン語の「キヴィタス (*civitas*)」は「ポリス」の概念に照応している。すると、「コスモポリタニズム」とは「世界市民主義」を意味していることになる。これは「ストア派 (*Stoa, Stoics*)」のセネカ (Seneca, 4BC-AD45) が「太陽をもって境界を測る」と述べていることにかがいで得ることであって、「都市国家」型政体^{ポリテイ}を脱空間化し、超歴史的に拡張することで「世界市民」像を設定している。そして、中世ヨーロッパに至ってサン・ピエール (Abbé de Saint-Pierre, 1658-1743) は「ユトレヒト平和会議」(1713-15年)の出席を踏まえて、「永遠平和の草案 (*Project de paix perpétuelle*)」(1713年)を公刊し、「世界政府」型“平和論”を提示している。さらには、「世界市民」像は、ルソーやカントを、あるいは、より近時に至っては J. S. ミルや E. デュルケムを始めとする論者たちの「コスモポリタニズム」にも継承されている。すると、「コスモ

ポリタニズム」の理念は内実を多様にしつつも、いわば、ユートピアとして極めて息の長い理念史を辿ったことになる³⁷⁾。

「コスモポリタニズム」が現代において浮上することになったのは、「グローバル化」のなかで越境規模の連鎖が「ガヴァナンス」の形状を強くしたということだけでなく、持続的発展という課題からすると、対応すべき争点がグローバル化しているという認識に発している。これは現代が「移行期」にあたり、社会関係の「目的団体」^{ゲゼルシャフト}型契機が越境化することで「世界政治」が構造的変化の過程にあることを意味している。この転換の過程は「国民国家」の変容を求めるだけに、社会統合という点では、ひとつの多面的“危機”のなかで社会経済諸関係の組み替えと再接合の必要を内包していることにもなる。また、「グローバル化」が社会経済諸関係の「脱(超)国民化」と結びついているだけに、「国民国家」を“容器”化し、その社会的諸関係と諸過程の分析を主軸とする「方法論的ナショナリズム(methodological nationalism)」の再考を迫ることにもなった。

近代のリベラリズムがコスモポリタニズムに共鳴板を見出し得たのは、後者の「市民主義」の理念に負っている。というのも、リベラリズムはナショナリズムと結びつくことで政治の主体を「人民」(ないし「国民」)に求め、その“自由”を「共和主義」^{リパブリカニズム}の政体原理に付託し得たが、この脈絡においてコスモポリタニズムの「市民主義」の理念が「自由主義的共和主義(liberal republicanism)」に埋め込まれることになったからである。これは、リベラリズムの反専政主義が政治と社会との二分論をもって社会の「自律(立)性」の原理を措定するとともに、コスモポリタニズムの「個人主義的市民」観を自らのうちに包摂し得たことを意味する。だが、リパブリカニズムが「国民国家」の、ひとつの「国家形態」の構成原理となったにせよ、「国民」規模の統合の原理でもあっただけに、空間的限定性を免れ得なかった。また、「国民国家」の形成と統一の精神的基盤がナショナリズムであっただけに、リベラリズムとナショナリズムとは一対化し、「リベラル・ナショナリズム」が、少なくとも、西欧先発資本主義国の体

制原理となるなかで、コスモポリタニズムは“潜勢”化することになった³⁸⁾。さらには、ナショナリズムが「国民」統合の理念的紐帯となっただけでなく、「国家理性」像と、あるいは、「国民的利益 (national interest)」観と結びつくことで民族主義的「国家主義」の土壌となり、排外主義や帝国主義的膨張主義の精神的駆動力に転化する方向を強くした。この脈絡において、「コスモポリタニズム」のグローバル性は「脱国民主義」の規範的言説に過ぎないと、あるいは、「国民性 (nationality)」を欠如した反ナショナリズムに過ぎないと見なされることで「根無し草」の蔑称で括られることになった。だが、現代の「グローバル化」はコスモポリタニズムの再生を呼んでいる。

現代の「コスモポリタニズム」が「フランス革命」期のカント (I. Kant, 1724-1804) の「永久平和 (*Ewigen Frieden*, lasting peace)」論に依拠することが³⁹⁾、あるいは、その理念が援用されることが最も多いのは、その論述が共和政と帝政をめぐる内乱やヨーロッパの戦乱期を背景としていただけに、彼の「世界平和」の理念が戦乱の暗雲や戦争と内乱の経験において個別の「現実」に呼び戻され続けてきたからである。また、彼の「自律性」の原理に「自由」の理念の理論的淵源が求められることが多いのは、彼の「コスモポリタニズム」が抽象的「平等」と現実の「不平等」との落差の認識において「分配的正義 (distributive justice)」や「厚生 (福祉, welfare)」の理論化の基盤ともなり得るし、「国際的社会正義」論とも結びつき得ると見なされたからである⁴⁰⁾。現代のコスモポリタニズム論において、カントの問題意識を共有し、「民主主義」論と結びつけつつ彼の理念の批判的再構成が試みられることで (“think with Kant against Kant”), 「カント・ルネサンス」が起こっているのは、現代の「グローバル化」状況を背景としている。

<カントのコスモポリタニズム> カントは「コスモポリタニズム」を規定して、「人々の始原的能力を展開し得る ^{マトリクス} 基盤」のことであると述べている⁴¹⁾。この認識は「自然法」の「正義 (権利)」理念をアプリオリとし、

この理念から行為主体の「自律性 (autonomy)」の「格率」^{マキシス}を演繹的に導くとともに、その実現を世界的「市民社会」において展望するという構想に立っている。各人の「自律性」は制約の排除と条件の供与という矛盾のなかの統一において成立することであって、そのためには「自律性」の制度化が求められる。この点で、カントの「永久平和」論は「正義」論を基礎としていて、「理性」(「道徳的命法」)に従って「一般意思」(「共通法」)^{コモンロー}を定立するという「公的権利」論と結びついていたと言える⁴²⁾。これは「正義」論を観念的思弁に留めおくことなく、現実の社会的諸条件の経験的現実を見据えて、その実現を地球的規模で規範化しようとする理念に発している。このように解釈すると、彼の「コスモポリタニズム」は経験的・規範的・制度論的営為の所産であって、「自然権」理念の「実定法」化の哲学的構想であったことになる⁴³⁾。また、「程度を異にしつつも、地球は世界的コミュニティへと変容し、世界の^{ユニバーサル}一部における権利侵害があらゆる場所で感知されるようになる」と判断しているように⁴⁴⁾、社会関係の越境化は理性的判断の共有化の過程でもともと見なしていた。すると、「啓蒙の時代」に至って、内省的判断を媒介とした「自律性」の展開過程に「世界史」の長期的不可避性を認めていたことになるから、彼のコスモポリタニズムは正義論と歴史観との複合的視座に発していたことになる。だから、このカントの立論と理念に現代の「コスモポリタン民主政 (cosmopolitan democracy)」論者は“民主的グローバル社会”の理念を読み取っているのである⁴⁵⁾。

だが、カントは「立憲的共和国の連合」を想定している(「永遠平和のため」の第1・第2確定条項)⁴⁶⁾。すると、「世界コミュニティ」と「個別コミュニティ」との相互関係が問われねばならないことになる⁴⁷⁾。というのも、彼の「永久平和」論は「ウェストファリア体制」に「国家」間の“自然状態”(「国際的アナーキー」)を認め、その克服を国際平和の構築に求めたからである。その「平和」論は「国際平和」によって個別コミュニティの自律性の保全を期そうとするものであって、「国家」の解消は逆説

状況を、いわば、「世界的専政体制」に連なると考えられている⁴⁸⁾。これは、彼のコスモポリタニズムの構想が、将来的には、世界規模の「共和政」を遠望していたにせよ、「国家」が、なお、第一義的位置にあると理解していたことになり、国際関係論において想起されることが多いにせよ、「世界国家」や「世界政府」を想定していたわけではないことを意味する⁴⁹⁾。すると、「国家」間の「連合」をどのように構想していたかという問題が問われねばならないが、この点で、カントは「権利（正義）」の原理を軸とする国際的「憲政」を提唱している。その特徴は共和政国家を基礎としたグローバルな「立憲主義」（「世界市民法」）の理念であって、この「合意と協働」体制に「規範」の実定化を求めている（「多元主義的世界市民像」⁵⁰⁾）。この複合的立憲体制は、「友好」の原則を軸に共和政の連鎖の体系化をグローバルに創出しようとする構想であるが（「永遠平和のため」の第三確定条項⁵¹⁾、それだけに、「国家主権」の概念とも結びついて、その実現可能性については繰り返し疑問が寄せられてきただけでなく、公式・非公式型「帝国」型「権利」論の呼び水となったと理解されてきたのである⁵²⁾。とはいえ、カントの「国際平和」論が国際レベルにおけるガヴァナンス論に強い影響を与えてきたことは論を俟たないことであろう。

確かに、フランス「人権宣言（*Déclaration des droits de l'homme et du citoyen*）」（1789年）は平等権や自然権の保全を謳いつつも（第1条、第2条）、「主権の原理は、本質的に国民に存する」（第3条）と規定している⁵³⁾。この規定は「人権」の普遍性と国民的個別性との緊張関係を表現している。というのも、「人権」は「国民国家」の法制を媒介とせざるを得ないとされているからである。だから、亡命研究者のアレント（Hannah Arendt, 1906-75）は「権利をもつ権利」を問わざるを得なかったのである。この点に鑑みると、カントの「コスモポリタニズム」は両者の矛盾を架橋しようとする試みであったことになる。また、特定のコミュニティへの帰属感は社会諸関係の意識において成立することであるから、こ

の意識が越境規模の相互依存関係の認識のレベルまで拡がることで「コスモポリタニズム」の理念が成立することになる。すると、個別性と普遍性とは相関関係にあり、相関化の視座を媒介とすることで個別性の認識も深まることになる。だが、「人権」の概念は個別の「国民国家」の枠内に留めおかれ、「国家」の保存が「国民」の義務とされ、「共和国の連合」ではなく、「軍事同盟」が「平和」の条件に設定されてきたということ、これが歴史的現実でもある。

現代の、いわゆる「新コスモポリタン派」の知的営為には、論者を異に論調と構想の違いを認めることができるにせよ、ナショナルとインターナショナルのレベルの複合的地平に「コスモポリタニズム」像を結ぼうとしている。その特徴は、具体的には、「国民国家」の“解体”や相互間の“調整”というより「多層接続型グローバル秩序」像に求めることができる。この点で、ハバーマスの「立憲的愛国主義 (*Verfassungs Patriotismus, constitutional patriotism*)」の概念はリパブリカニズムとナショナリズムとの「共生」関係を前者の優位において設定するという「コスモポリタニズム」像であるとともに、「人権」をグローバルな政治文化に括り得る方向を展望すべきであるとしている。また、ベックは、「コスモポリタン・ナショナリズム」という形容矛盾とも見える表現をもって「コスモポリタニズム」を展望している⁵⁴⁾。他方で、「グローバル化」の深化を背景として、あるいは、そのイデオロギー的推進力として「新保守主義」と「新自由主義」のガヴァナンス論も前世紀の後期に台頭している。

- 1) Karl W. Deutsch, *Nationalism and Its Alternatives*, Alfred A. Knopf, 1969: 4 (勝村・星野 <訳> 『ナショナリズムとその将来』勁草書房, 1983年)。
- 2) 次は「帝国 (empire)」を規定して、「公式と非公式とを問わず、ある国家が他の政治社会の実効的政治主権をコントロールしている関係にあることであって、強制力、政治的提携、経済的・社会的・文化的従属をもって成立し得る」としている。Michael W. Doyle, *Empires*, Cornell University Press, 1986: 45.
- 3) カントは、「共和政」下の市民は宣戦に同意しないであろうという考えから、「共和政国家」間の戦争の可能性は低いと想定している (宇都宮芳明<訳> 『永遠平和のために』岩

波文庫、33-34頁)。「民主的平和」論の代表的著作は次である。Bruce Russett, *Grasping the Democratic Peace*, Princeton University Press, 1993. また、次は「規範的論理 (normative logic)」と「制度的論理 (institutional logic)」を視点として、「民主的平和論」を批判的に検討している。Sebastian Rosato, “The Flawed Logic of the Democratic Peace Theory,” *American Political Science Review* 97 (4), 2003: 585-602. 次も参照のこと。Michael E. Brown, Sean M. Lynn-Jones and Steven, E. Miller, eds., *Debating the Democratic Peace*, MIT Press, 1996; D. Archibugi, “From peace between democracies to global democracy, in D. Archibugi, M. Koenig-Archibugi, and R. Marchetti, eds., *Global Democracy: Normative and Empirical Perspectives*, Cambridge University Press, 2012: 254-73.

- 4) アメリカ先導型非公式帝国史については次を参照のこと。Andrew J. Bacevich, *American Empire: Realities and Consequences of US Diplomacy*, Harvard University Press, 2002.
- 5) D. Archibugi, *The Global Commonwealth of Citizens: Toward Cosmopolitan Democracy*, Princeton University Press, 2008: 6 (中谷ほか<訳>『グローバル化時代の市民像：コスモポリタン民主政へ向けて』, 法律文化社, 2010年).
- 6) D. Held, C. Roger and E. Nag, eds., *Climate Governance in the Developing World*, Polity, 2013.
- 7) K. M. Roberts, “Neoliberalism and the Transformation of Populism in Latin America: The Peruvian Case,” *World Politics* 48 (1), 1995: 82-116. 次は「ポピュリズム」の性格を規定し、社会諸関係をコミュニティの道徳的次元に埋め戻そうとする試みであると位置づけ、「矛盾の脱政治化、簡単には、反政治 (antipolitics) の政治」であるとしている。K. Jayasuriya and K. Hewison, “The Antipolitics of Good Governance: From Global Social Policy to a Global Populism?” *Critical Asian Studies* 36 (4), 2004: 571-90, 574.
- 8) 民主政の理念史に鑑みると、国民国家においては代議制政治が不可避であることから、選挙民と被選挙民 (代表者) との相互関係については、「主人と下僕 (master and servant)」と「信託者-受託者 (trustor and trustee)」のいずれにあると見なすかという点では緊張関係が内在する。前者は「人民主義的 (populist)」政治観に、後者は「民衆的 (popular)」政治観に傾く。
- 9) アメリカのポピュリズムについては次を参照のこと。R. Hofstadter, “North America,” in G. Ionescu and E. Geller, eds., *Populism: Its Meaning and National Characteristics*, Weidenfeld and Nicolson, 1969: 9-27; Michael Kazin, *The Populist Passion: An American History*, Basic Books, 1995. バルカンとラ米については次を。Nicos P. Mouzeli, *Politics in the semi-periphery: early parliamentarism and late industrialization in the Balkans and Latin America*, Macmillan, 1986. また、ラクラウはアルゼンチンのペロニズムを始めとするポピュリズムの運動を「民衆的・国民主義的」イデオロギーに訴えることで権力ブロックのヘゲモニー関係の再編を期そうとする政治戦略であるとしている。Ernesto Laclau, *Politics and Ideology in Marxist Theory: Capitalism-Fascism-Populism*, NLB, 1977: 182-91.
- 10) 例えば、アジアにおける「環太平洋経済連携協定 (TPP)」と「東アジア包括的経済連

- 構想 (RCEP)」との対抗。次を参照のこと。西口清勝「TPP と RCEP : 比較研究と今後の日本の進路に関する一考察」(『立命館経済学』第62巻, 5・6号, 2014年)。
- 11) Michael Waltzer, "On the Role of Symbolism in Political Thought," *Political Science Quarterly* 82 (2), 1967: 191-204, at 194. なお, アメリカにおいて「システム理論」に結びつく学史的系譜については次を参照のこと。John G. Gunnell, "The Reconstitution of Political Theory: David Easton, Behavioralism, and the Long Road to System," *Journal of the History of the Behavioral Science* 49 (2), Spring 2013: 190-210.
 - 12) 「政治システム (political system)」を「国家」に置き、その機能を「支配的価値の権威的配分」とする理解については次を参照のこと。David Easton, *A System Analysis of Political Life*, Jon Wiley, 1965: 15, 113 (＜薄井秀二・依田博訳＞『政治生活の体系分析』早稲田大学出版部, 1980年)。また、ルーマンはシステム論の視座から、「国家」の概念化の困難性と無益性を指摘している。Niklas Luhman, *Social Systems*, trans., John Bednartz, Stanford University Press, 1996: 463. なお、ウェーバー国家論の復権の提唱については次が重要な位置を占めた。Peter B. Evans, Dietrich Rueschemeyer, and Theda Skocpol, eds., *Bringing the State Back In*, Cambridge University Press, 1985: 4.
 - 13) Liah Greenfeld, *Nationalism: five road to modernity*, Harvard University Press, 1992. また、「ネーション」という言葉の系譜については次を参照のこと。Guido Zernatto, "Nation: The History of a Word," *Review of Politics* 6, 1944: 351-66.
 - 14) M. ウェーバーの「理想型 (*Idealtypus*)」の概念については次を参照のこと。Hans H. Bruun, *Science, Values and Politics in Max Weber's Methodology: New Expanded Edition*, Aldershot, 2007: 207ff. なお、「理想型」はイェリネクの「経験的類型」の概念に対応しているとされる。Andreas Anter, *Max Weber's Theory of the Modern State: Origins, Structures and Significance*, Palgrave Macmillan, 2014: 13.
 - 15) Charles Tilly, "Reflections on the history of European state-making," in C. Tilly, ed., *The Formation of National States in Western Europe*, Princeton University Press, 1975: 15; G. A. Almond and G. B. Powell Jr., *Comparative Politics: A Developmental Approach*, Little Brown, 1966: 35.
 - 16) E. ゲルナーの『ネーションとナショナリズム (*Nation and Nationalism*)』と B. アンダーソンの『幻想の共同体 (*Imagined Communities*)』は同年 (1983年) に出版され、いずれもネーションとナショナリズムを経済の近代化の所産であると見なしているという点で「近代主義派」(ないし「構成主義派」) に括られている。これにたいし、ゲルナーの教えを受けた A. D. スミスの『諸ネーションのエスニック起源 (*The Ethnic Origins of Nations*)』(1986年) はネーションとナショナリズムを社会的結合体の秩序と共感の基盤であると見なしているという点で「始原主義派 (primordialists)」(ないし「エスノ・シンボリスト派」) であるとされている。次を参照のこと。Liah Greenfeld, "Modernity and Nationalism," in G. Delanty and K. Kumar, eds., *The Sage Handbook of Nations and Nationalism*, Sage, 2006: 157-68, 158-59. また、ゲルナーとアンダーソンのナショナリズムの検討については次を。L. Greenfeld, "The Trouble with Social Science: Reflection a propos Some New Work on Nationalism," *Critical Review*, Summer 2005: 100-16.

- 17) Bernard Yack, "Popular Sovereignty and Nationalism," *Political Theory* 29 (4), August 2001: 517-36.
- 18) ヘーゲルは次のように述べている。「私の実体的で特殊な利益が或る他者の〔ここでは国家の〕利益と目的のうちに、すなわち、個としての私に対するこの他者の関係のうちに、含まれている、という意識である。——このことによってほかならぬこの他者は、そのまま私にとって他者ではなく、私はこの意識において自由なのである。愛国心といえればしばしばもっぱら、異常な献身や行為をしようとする気持ちだと解される。しかし本質的には愛国心は、平常の状態や生活関係において、共同体を実体的な基礎および目的と心得ることを、ならいとしている心術である」（ヘーゲル「法の精神」（『世界の名著35』、中央公論社、1967年、496、586頁）。
- 19) ホブハウスが「国家」を「統治組織 (governmental organization)」と、あるいは、ラスキが強制と行政の装置と見なしたのは、こうした事情に負う。L. T. Hobhouse, *Metaphysical Theory of the State*, 1918; H. J. Laski, *Authority of the Modern State*, 1919.
- 20) クラズナーは、「主権」という言葉に(i) 国際的法主権 (international legal sovereignty)、(ii) 「ウェストファリア型主権 (Westphalian sovereignty)」, (iii) 「国内主権 (domestic sovereignty)」, (iv) 「相互依存型主権 (interdependence sovereignty)」という意味が含まれているとしている。これは、「主権」の概念が「人的集合体」の一定の自律 (立) 性を前提として成立し得ることである。Stephen D. Krasner, *Sovereignty: Organized Hypocrisy*, Princeton University Press, 1999: 3-25.
- 21) ホブズ (水田洋<訳>) 『リヴァイアサン(一)』岩波文庫, 253, 258頁。同訳書『(二)』34頁, 1964年。
- 22) ホブズにおける「代表 (representation)」と「人格化 (personation)」の概念については次を参照のこと。H. F. Pitkin, *The Concept of Representation*, University of California Press, 1967: ch. 2. 次も参照のこと。Quentin Skinner, "Hobbes on Representation," *European Journal of Philosophy* 13 (2), 2005: 155-84; id., "The Sovereign State," in H. Kalmo and Q. Skinner, *Sovereignty in Fragments: The Past, Present and Future*, Cambridge University Press, 2010: 26-46, at 35-37.
- 23) ヘーゲル「法の哲学」(前掲訳書, 533頁)。
- 24) モーガンは次のように指摘している。「人民の主権は王の神授権よりは、はるかに複雑で虚構性を帯びていて、フィクションと言ってよからう。王権の神意性が疑念に満ちているにせよ、想像される必要にはなかった。かれは可視の存在であり、王冠をつけ、笏を握っていたのにたいし、人民はこれほど可視的とは言えない。主権を人民に帰属させるには、まず、ひとつの身体を想像し、考え、行動したうえで決定し、これを実行し得る存在を人格化し、統治とは別の、政府に勝る存在を想像しなければならない」と。Edmund S. Morgan, *Inventing the People: The Rise of Popular Sovereignty in England and America*, W. W. Norton & Company, 1988: 83, 153.
- 25) 「主権」概念の歴史については次を参照のこと。Jens Bartelson, *A Genealogy of Sovereignty*, Cambridge University Press, 1995. id., *Sovereignty as Symbolic Form*, Routledge, 2014.

- 26) Aurelian Craiutu, *Liberalism under Siege: The Political Thought of the French Doctrinaires*, Lexington Books, 2003; 70-75. また、北米における最初の百科事典とされる『エンサイクロペディア・アメリカーナ (*Encyclopedia Americana*)』(1829-33年)の編者であるリーバー (Francis Lieber, 1800-72) は「リベラル派 (liberals)」の項目を置き「平等権」をめぐるフランスの政治的対抗軸に視点を据えて、「リベラル派」とは、その支持派のことでありと位置づけている。Robert Adcock, *Liberalism and the Emergence of American Political Science: A Transatlantic Tale*, Oxford University Press, 2014: 19, n.4. なお、リーバーについては次を参照のこと。中谷義和『草創期のアメリカ政治学』ミネルヴァ書房, 2002年, 第1章。
- 27) Sheldon S. Wolin, "Fugitive Democracy," *Constellations* (1), 1994: 11-25.
- 28) Martin Loughlin and Neil Walker, eds., *The Paradox of Constitutionalism: Constituent Power and Constitutional Form*, Oxford University Press, 2007: 1-2.
- 29) 「参加民主政」と「エリート選択型民主政」という現代型民主政の両モデルの対抗は、この問題に収斂する。
- 30) Max Weber, *Economy and Society*, vol. 1, Bedminster, 1978: 31, 55.
- 31) P. Bourdieu, *Language and Symbolic Power*, Polity, 1991; C. Lefort, *The Political Forms of Modern Society: Bureaucracy, Democracy, Totalitarianism*, Polity, 1986.
- 32) 「人民主権 (popular sovereignty)」の概念はギリシア語の「デモス」というより、ラテン語の「ポピュルス」に発していると言われる。Giovanni Sartori, *Theory of Democracy Revised*, Chatham House, 1987: 22.
- 33) ホッブズ (水田洋<訳>『リバイアサン(一)』岩波文庫, 1954年, 151頁。ホッブズは「政府」と「コモンウェルス」の「構成権力 (constituent power)」を「人民」の「契約」に求め、「代表-被代表」の関係について原理的統一性を導いている。次を参照。Murray Forsyth, "Thomas Hobbes and the Constituent Power of the People," *Political Studies* 29 (2), 1981: 191-203.
- 34) 次に引用。Bernard Yack, *ibid.*, 2001, n.15.
- 35) 「人民 (people)」概念の要約的検討については次を参照のこと。Margaret Canovan, "The People," in J. S. Dryzek, B. Honing, and A. Phillips, eds., *The Oxford Handbook of Political Theory*, Oxford University Press, 2006: ch.19.
- 36) Nadia Urbinati, "Democracy and Populism," *Constellation* 5 (1), 1998: 110-24.
- 37) 自国の「秩序」体系をもって世界「秩序」と見なす考えは、例えば、「儒教」理念や日本版「華夷思想」(例えば、本居宣長『玉くしげ』)にも認め得ることであろうが、超越的君主の権威による「秩序」観に発しているという点では、西欧型「コスモポリタニズム」とは理念と性格を異にしている。
- 38) Gerard Delanty, "Nationalism and Cosmopolitanism: The Paradox of Modernity," in G. Delanty and K. Kumar, *op. cit.*, 2006: 357-68.
- 39) 『永遠平和のために』(1795年)の執筆の動機は、同年4月に普仏で交わされた「バーゼル条約 (Treaty of Basel)」がライン以西をフランスへ譲渡する条件として、ポーランドの東側の分割を求めようとするものであっただけに、こうしたリアルポリティークの不信に

発しているとされる。

- 40) David Miller, *National Responsibility and Global Justice*, Oxford University Press, 2007. ポッゲは不平等のグローバルな構造化に注目し、「分配的正義」論をグローバル・レベルに拡張することで「不正を支持しない消極的義務が、また、他者の貧困化に手を貸したり、そのことで利益を得ないこと」が求められるとする。Thomas Pogge, *World Poverty and Human Right*, Polity, 2002: 77.
- 41) I. Kant, "Idea for a Universal History with a Cosmopolitan Purpose" (1785), in H. Reiss, ed., H. B. Nisbet, trans., *Kant's Political Writings*, Cambridge University Press, 1970: 51. 次に引用。Garrett Wallace Brown, *Grounding Cosmopolitanism: From Kant to the Idea of a Cosmopolitan Constitution*, Edinburgh University Press, 2009: 31, 172.
- 42) Allen D. Rosen, *Kant's Theory of Justice*, Cornell University Press, 1993: 9.
- 43) I. Kant "Idea for a Universal History with a Cosmopolitan Purpose," in G. W. Brown and D. Held, eds., *The Cosmopolitanism: Reader*, Polity, 2010: 17-26, 151-52.
- 44) カント, 前掲訳書, 55頁。
- 45) Garrett W. Brown and David Held, "Editors' Introduction," *op. cit.*, 2010: 1-14.
- 46) カント, 前掲訳書, 29, 39頁。
- 47) ヘーゲルは「コスモポリタニズム」を批判し、「人間が人間とみなされるのは、彼が人間であるからであり、……思想がかかわるこうした意識は無限に重要である。——ただこの意識が欠陥をもつのは、それが具体的な国家生活に対抗しようとして、たとえば、世界主義（コスモポリティスム）として固定されるときだけである」と述べている。ヘーゲル「法の哲学」, 前掲訳書, 1967年, 438, 496頁。
- 48) Jens Bartelson, *Visions of World Community*, Cambridge University Press, 2009: 141-70.
- 49) ブルはカントに国家間システムに替わる「コスモポリタン社会」を読み取っている。Hedley Bull, *The Anarchical Society*, Macmillan, 1977: 25（臼杵英一<訳>『国際社会論：アナーキカル・ソサイアティ』岩波書店, 2000年）。また、次は「コスモポリタニズム」を「穏和な (moderate) 形態」と「極端な (extreme) 形態」に類別し、後者が統一的コスモポリタン観をもって包括しようとするのにたいし、前者はコスモポリタニズム理念を共有しつつも、特定の義務を個別のコミュニティに留めおこうとするものであるとする。Samuel Scheffler, *Boundaries and Allegiances*, Oxford University Press, 2001: 115-19.
- 50) Kant, *The Metaphysics of Morals*, 1797, M. Gregor, ed., and trans., Cambridge University Press, 1996: 24, 89.
- 51) カント, 前掲訳書, 49頁。
- 52) 例えば、次を参照のこと。Antony Anghie, *Imperialism, Sovereignty and the Making of International Law*, Cambridge University Press, note 3, at 295-97.
- 53) 高木・末延・宮沢<編>『人権宣言集』岩波文庫, 1957年, 131頁。
- 54) J. Habermas, "The Europe Nation-State—Its Achievements and Its Limits: On the Past and Future of Sovereignty and Citizenship," in G. Balakrishnan, ed., *Mapping the Nation*, Verso, 1996: 281-96, at 289; id., "Citizenship and National Identity," in R. Beiner, ed., *Theorizing Citizenship*, State University of New York, 1995; id., *Die postnationale konstellation*,

Suhrkamp, 1998 (*The Postnational Constellation : political essay*, translated, edited and with an introduction by Max Pensky, Polity, 2001 : 74-6); U. Beck, *Cosmopolitan Vision*, Polity, 2006 : 49.